

（多雪区域の指定等）

第11条の2 令第86条第2項ただし書の規定により、青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域を多雪区域に指定する。

2 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。

3 令第86条第3項に規定する規則で定める数値は、別表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値とする。ただし、当該区域内の地域で山間地等これにより難いと認められる地域については、知事が別に定める数値とする。

別表

区域	垂直積雪量
百石町、大間町、佐井村、名川町、南部町、福地村	80センチメートル以上
三沢市、深浦町、下田町、三戸町、五戸町、階上町	90センチメートル以上
六戸町、田子町	100センチメートル以上
十和田市、岩崎村、市浦村、小泊村、上北町	110センチメートル以上
鱒ヶ沢町、稲垣村、車力村、倉石村	120センチメートル以上
むつ市、木造町、大鰐町、尾上町、平賀町、田舎館村、新郷村	130センチメートル以上
黒石市、碓ヶ関村、横浜町、風間浦村	140センチメートル以上
東北町、六ヶ所村、大畑町、東通村	150センチメートル以上
五所川原市、蟹田町、今別町、森田村、柏村、藤崎町、常盤村、板柳町、金木町、中里町、鶴田町、七戸町、十和田湖町、天間林村、川内町、脇野沢村	160センチメートル以上
平内町、三厩村、西目屋村	170センチメートル以上
蓬田村、平館村、野辺地町	180センチメートル以上

備考 この表に掲げる区域は、それぞれ平成十六年六月三十日における行政区画によって表示されたものとする。

